

固定価格買取制度（FIT）見直しのポイント

参考資料 1

【見直しの目的】

エネルギーミックスにおける2030年度の再生可能エネルギーの導入水準（22-24％）の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要

※2014年度 再エネ比率12.2％（水力9.0％、太陽光・風力・地熱・バイオマス等3.2％）

エネルギーミックスを踏まえた
電源間でバランスの取れた導入を促進
(FIT認定量の約9割が事業用太陽光)

国民負担の抑制のため
コスト効率的な導入を促進
(買取費用が約2.3兆円に到達見込み)
※ミックスでは2030年に3.7~4兆円の見通し

電力システム改革の成果を活かした
効率的な電力の取引・流通を実現
(一昨年、九州電力等で接続保留問題が発生)

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

【見直しのポイント】

1. 未稼働案件※の発生を踏まえた新認定制度の創設

- ◎ **発電事業の実施可能性**（例えば、系統への接続契約締結を要件化）を確認した上で認定する**新たな制度**を創設。【第9条】
 - ◎ 既存の認定案件は、原則として新制度での認定の取得を求める（発電開始済等の案件については経過措置を設ける）。【附則第4条～第7条】
- ※H24～25年度認定済未稼働案件数は、約34万件／約117万件（＝約30％）＜平成27年12月末時点＞

2. 適切な事業実施を確保する仕組みの導入

- ◎ 新制度では、事業開始前の審査に加え、事業実施中の**点検・保守**や、事業終了後の**設備撤去**等の**遵守**を求め、違反時の**改善命令・認定取消**を可能とする。【第9条・第13条・第15条】
- ◎ 景観や安全上のトラブルが発生している状況に鑑み、**事業者の認定情報を公表する仕組み**を設ける。【第9条】

※1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」
(平成28年5月25日成立・6月3日公布・平成29年4月1日施行)

※2 電気事業法においてもFIT法での送配電事業者への買取義務導入に対応し行為規制等の所要の改正を行う。

※3 現行法附則第10条（少なくとも3年毎の見直し）に基づき、見直しを行ったもの。引き続き、エネルギーミックス実現の観点から定期的に検討する。

3. コスト効率的な導入

- ◎ **中長期的な買取価格の目標**を設定し、予見可能性を高める。【第3条】
- ◎ 事業者間の競争を通じた買取価格低減を実現するため**入札制**を導入。【第4条～第8条】（事業用太陽光を対象とし大規模案件から実施）
- ◎ **数年先の認定案件の買取価格まで予め提示**することを可能とする。【第3条】（住宅用太陽光や風力は、価格低減のスケジュールを示す）
- ◎ 賦課金8割減免は、電力多消費事業の**省エネの取組の確認、国際競争力強化の制度趣旨の徹底**や、省エネの取組状況等に応じた減免率の設定を可能とする。【第37条】

4. 地熱等のリードタイムの長い電源の導入拡大

- ◎ **数年先の認定案件の買取価格まで予め提示**することを可能とする。【第3条】（地熱・風力・中小水力・バイオマスといったリードタイムの長い電源について、発電事業者の参入を促す。）

5. 電力システム改革を活かした導入拡大

- ◎ 再生可能エネルギー電気の**買取義務者**を小売電気事業者等から**一般送配電事業者等に変更**する。これにより電力の広域融通をより円滑化し、より多くの再生可能エネルギーの導入を可能とする。【第16条】
- ◎ 市場経由以外にも、小売電気事業者等への直接引渡しも可能とする。【第17条】